

介護予防・生活支援サービス事業の人員基準（H31.4.1）

1 訪問型サービス

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

●管理者

員数	資格要件	配置要件
1人以上	特になし	<p>常勤・専従であること。</p> <p>※管理者の業務に支障がない場合は、「当該サービス事業所の他の職務」又は「同一敷地内の他事業所・施設の職務」と兼務可。</p>

●サービス提供責任者

員数	資格要件	配置要件
<p>利用者が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>※常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上の人数とすることができる。</p>	<p>介護福祉士 介護職員実務者研修修了者</p> <p>※旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修 1 級課程修了者を含む。</p>	<p>常勤・専従であること。</p> <p>※利用者の数が 40 人以上で、かつ一定の常勤専従職員及び非常勤専従職員を配置している場合は、非常勤のサービス提供責任者でも可能。ただし、非常勤のサービス提供責任者については、当該サービス事業所における勤務時間が、当該サービス事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数の 2 分の 1 に達していること。</p> <p>※当該サービス事業所の管理者と兼務可。</p> <p>※支障がない場合、同一敷地内の「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護」または「指定夜間対応型訪問介護」と兼務可。</p> <p>当該サービス事業所において、介護予防訪問介護相当サービスに従事する者の中から選任すること。</p>

●訪問介護員等

員数	資格要件	配置要件
常勤換算数で 2.5 以上の数が確保されること。	<p>介護福祉士 介護職員実務者研修修了者</p> <p>※旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修 1 級課程修了者を含む。</p> <p>介護職員初任者研修等修了者</p> <p>※旧訪問介護員養成研修 2 級課程修了者を含む。</p>	訪問介護員等には、サービス提供責任者を含む。

(2) 訪問型サービスA

●管理者

員数	資格要件	配置要件
1人以上	特になし	専従であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、「当該サービス事業所の他の職務」又は「同一敷地内の他事業所・施設の職務」と兼務可

●サービス提供責任者

員数	資格要件	配置要件
必要数（1人以上）	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 ※旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修 1 級課程修了者を含む。	当該サービス事業所において、訪問型サービスAに従事する者の中から選任すること。

●従事者

員数	資格要件	配置要件
必要数（1人以上）	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 ※旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修 1 級課程修了者を含む。 介護職員初任者研修等修了者 ※旧訪問介護員養成研修 2 級課程修了者を含む。 生活援助従事者研修課程修了者 市長が指定する研修受講者	従事者には、サービス提供責任者を含む。

2 通所型サービス

(1) 介護予防通所介護相当サービス

●管理者

員数	資格要件	配置要件
1人以上	特になし	常勤・専従であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、「当該サービス事業所の他の職務」又は「同一敷地内の他事業所・施設の職務」と兼務可

●生活相談員

員数	資格要件	配置要件
提供時間数に応じて、1人以上	社会福祉主事任用資格 社会福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員（有効期限内の者） 一定の業務経験のある介護福祉士 ※生活相談員業務を行おうとする通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所で介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者（通算可）、または介護保険サービス事業所において、介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者（合算、通算可）。	生活相談員又は介護職のうち1名以上が常勤であること。 ※定員10人以下の場合は、生活相談員又は看護師等又は介護職員のうち1名以上が常勤であること。 提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供にあたること。 提供日ごとに配置。

●看護師等

員数	資格要件	配置要件
単位ごとに、1人以上 ※定員10人以下の場合は、介護職員と合わせて1人以上でも可。	看護師 准看護師	単位ごとに、専ら当該サービスの提供にあたること。 ※提供時間を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携をはかること。

●機能訓練指導員

員数	資格要件	配置要件
1人以上	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護師 准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師	当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することが可能。 運動器機能向上加算を算定しない事業所であっても、機能訓練指導員の配置が必要。

●介護職員

員数	資格要件	配置要件
<p>提供時間数に応じて、利用者 15 人まで 1 人</p> <p>※定員 10 人以下の場合は、看護師等と合わせて 1 人以上でも可。</p> <p>利用者 16 人以上は、15 人を超える利用者数を 5 で除した数に 1 人（利用者 1 人につき 0.2 人）</p>	特になし	<p>生活相談員又は介護職のうち 1 名以上が常勤であること。</p> <p>※定員 10 人以下の場合は、生活相談員又は看護師等又は介護職員のうち 1 名以上が常勤であること。</p> <p>提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供にあたること。</p> <p>単位ごとに、常時 1 人以上を確保すること。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事できる。</p>

(2) 通所型サービス A

●管理者

員数	資格要件	配置要件
1 人以上	特になし	<p>専従であること。</p> <p>※管理者の業務に支障がない場合は、「当該サービス事業所の他の職務」又は「同一敷地内の他事業所・施設の職務」と兼務可</p>

●従業者

員数	資格要件	配置要件
<p>提供時間数に応じて、利用者 15 人まで 1 人</p> <p>利用者 16 人以上は、他に必要数（1 人以上）</p>	特になし	<p>提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供にあたること。</p> <p>単位ごとに、常時 1 人以上を確保すること。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス A の単位の従業者として従事できる。</p>

3 用語の定義

(1) 常勤とは

- ・勤務時間が、その事業所の就業規則等で定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）」に達していることをいう。

※正規・非正規雇用の別ではない

※同一の事業者により併設される事業所の職務に従事する時間（ただし同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる職務に限る）は通算可能

（例）指定通所介護事業所と指定訪問介護事業所が併設されている場合、指定通所事業所の管理者と指定訪問介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(2) 常勤換算方法とは

- ・当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

常勤換算の式 =
$$\frac{\text{当該事業所の従業者全員分の1週間の勤務延時間数}}{\text{当該事業所の従業者において定められている常勤者の1週間の勤務延時間数}}$$

※ある従業者が、同一法人が有する通所介護事業所の介護職員と有料老人ホームの介護職員を兼務する場合、通所介護事業所の介護職員の勤務延時間数には、通所介護事業所の介護職員としての勤務時間だけを算入する。

(3) 「勤務延時間数」（通所介護）とは

- ・当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計。

※労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。

(4) 「単位」（通所介護）とは

- ・同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。

※次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

①指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

②午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

※利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

(5) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（いわゆる「専従」とは）

- ・原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

※この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。

※当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(6) 「提供時間数」（通所介護）とは

- ・提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数（サービスが提供されていない時間帯を除く）。

(7) 「利用者の数」、「利用定員」（通所介護）とは

- ・「利用者の数」とは、単位ごとの利用実人数（実際にサービスを利用した人の数）をいう。

- ・「利用定員」とは、運営規程にあらかじめ定められている単位ごとの利用者の数の上限をいう。